

## クリアリング・ファンド所要額に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第66条の規定に基づき、クリアリング・ファンド所要額を定める。

(クリアリング・ファンド所要額)

第2条 各清算参加者のクリアリング・ファンド所要額は、清算参加者ごとに別表「クリアリング・ファンド基礎所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「クリアリング・ファンド基礎所要額」という。）と10億円のいずれか大きい額とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに清算資格を取得した者が預託すべきクリアリング・ファンド所要額は、その者の会社規模、その取引実績及び見込み、清算資格の取得の申請を行った日における各清算参加者のクリアリング・ファンド所要額を合計した額を清算参加者数で除して得た金額等を勘案のうえ、当社がその都度定める額とし、当社が必要と認める期間これを適用する。

(クリアリング・ファンド所要額の変更)

第3条 当社は、清算参加者が次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、前条の規定にかかわらず、当社が必要と認める期間、当該清算参加者のクリアリング・ファンド所要額を増額することができる。

(1) 清算参加者が、業務方法書第7条第1項第2号a (b)若しくは(c)又はb (b)若しくは(c)に規定する基準を満たさなくなった場合において、当社が必要と認めるとき。

(2) 清算参加者のクリアリング・ファンド基礎所要額（業務方法書第6条第2項の申請により清算資格を取得した清算参加者にあつては、当該清算参加者のクリアリング・ファンド基礎所要額に当該清算参加者の親会社のクリアリング・ファンド基礎所要額を加算した額、同項の申請により清算資格を取得した清算参加者の親会社である清算参加者にあつては、当該親会社のクリアリング・ファンド基礎所要額に同項の申請により清算資格を取得した清算参加者（当該親会社が同項に規定する保証をする者に限る。）のクリアリング・ファンド基礎所要額を加算した額）が、当該清算参加者（同項の申請により清算資格を取得した清算参加者にあつては、当該清算参加者の親会社）の純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）に当社が定める率を乗じた額以上となったとき。

2 前項の規定のほか、当社は、清算参加者が合併する場合その他当社が必要と認める場

合は、前条の規定にかかわらず、クリアリング・ファンド所要額を臨時に変更することができる。

(複数のネットィング口座を開設している清算参加者の特例)

第4条 複数のネットィング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	各清算参加者の	各清算参加者のネットィング口座ごとの
	清算参加者ごとに	清算参加者ごとネットィング口座ごとに
第2条第2項	新たに清算資格を取得した者	新たに清算資格を取得した者又は新たにネットィング口座を開設した清算参加者
	預託すべきクリアリング・ファンド所要額	預託すべきネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド所要額
第3条第1項	クリアリング・ファンド所要額	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド所要額
第3条第1項第2号	清算参加者のクリアリング・ファンド基礎所要額	清算参加者のネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド基礎所要額の合計額
	当該親会社のクリアリング・ファンド基礎所要額	当該親会社のネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド基礎所要額の合計額
第3条第2項	クリアリング・ファンド所要額	ネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド所要額

2 業務方法書第6条第2項の申請により清算資格を取得した清算参加者の親会社が複数のネットィング口座を開設している場合において、同項の申請により清算資格を取得した清算参加者（当該親会社が同項に規定する保証をする者に限る。）について次の表の上欄に掲げる規定を適用するときは、この規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項第2号	当該清算参加者の親会社のクリアリング・ファンド基礎所要額	当該清算参加者の親会社のネットィング口座ごとのクリアリング・ファンド基礎所要額の合計額
-----------	------------------------------	---

3 業務方法書第6条第2項の申請により清算資格を取得した清算参加者が複数のネットィング口座を開設している場合において、当該清算参加者の親会社である清算参加者について次の表の上欄に掲げる規定を適用するときは、この規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 条 第 1 項 第 2 号	清算参加者（当該親会社が同項 に規定する保証をする者に限 る。）のクリアリング・ファン ド基礎所要額	清算参加者（当該親会社が同項に規定する保 証をする者に限る。）のネットィング口座ご とのクリアリング・ファンド基礎所要額の合 計額
-------------------------	---	--

付 則

この規則は、平成 17 年 5 月 2 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

別表

クリアリング・ファンド基礎所要額の算出に関する表

- 1 各清算参加者のクリアリング・ファンド基礎所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。

クリアリング・ファンド基礎所要額

$$= \text{FOS 決済に係るクリアリング・ファンド所要額} + \text{国債DVP決済に係るクリアリング・ファンド所要額}$$

- (1) FOS 決済に係るクリアリング・ファンド所要額は、計算日から起算して過去 120 日間（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日々の当該清算参加者の FOS 決済により授受する金銭の額について、金額の大きいものから 20 日分の額の平均額（円位未満は切り捨てる。）の金額とする。
- (2) 国債DVP 決済に係るクリアリング・ファンド所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。

国債DVP 決済に係るクリアリング・ファンド所要額

$$= \text{国債の再構築コスト相当額} + \text{レポレート変動リスク相当額}$$

- a 国債の再構築コスト相当額は、国債の再構築コストに係る POMA、国債の再構築コストに係る平均 POMA、国債の再構築コストに係る調整 POMA 及び国債の再構築コスト下限額のうち最大の額とする。

- (a) 国債の再構築コストに係る POMA は、当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量に当社が定める国債の再構築コストに係る銘柄別リスクファクターを乗じた金額を全銘柄について算出し、当社が各銘柄を残存年限ごとに分類し定める相殺カテゴリーの組合せごとに当社が定める相殺割合に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額とする。この場合において、当社は、国債の再構築コストに係る銘柄別リスクファクター、相殺カテゴリー及び相殺割合について毎月見直しを行い清算参加者に通知するものとし、その月の 5 日目の日の計算から適用する。ただし、当社が必要と認める場合は、国債の再構築コストに係る銘柄別リスクファクター、相殺カテゴリー及び相殺割合につい

て臨時に変更することができる。

(b) 国債の再構築コストに係る平均POMAは、計算日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から起算して過去120日間の日々の当該清算参加者の国債の再構築コストに係るPOMAのうち、金額の大きいものから20日分の額の平均額（円位未満は切り捨てる。）とする。

(c) 国債の再構築コストに係る調整POMAは、計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の当該清算参加者の銘柄ごとの引渡数量と受領数量の差引数量を対象外として前（a）の規定により算出された額とする。

(d) 国債の再構築コスト下限額は、当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量に前（a）に規定する国債の再構築コストに係る銘柄別リスクファクターを乗じた金額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額とする。

b レポレート変動リスク相当額は、レポレート変動リスクに係るPOMA、レポレート変動リスクに係る平均POMA及びレポレート変動リスク下限額のうち最大の額とする。

(a) レポレート変動リスクに係るPOMAは、当該清算参加者の銘柄ごと決済日等ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量の時価評価額（計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る利回りの平均値により、計算日のレギュラー受渡日（計算日から起算して4日目の日（当該日が利払期日前3日間（銀行休業日を除く。）に該当する場合は利払期日、当該日が償還期日前3日間（銀行休業日を除く。）に該当する場合は償還期日）をいう。）を基準として算出する価格（当該銘柄が変動利付国債である場合にあっては、計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち価格の平均値、当該銘柄が計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）付で日本証券業協会から売買参考統計値が発表されない銘柄である場合にあっては、当社がその都度定める価格）により評価した額に、計算日のレギュラー受渡日までの日数（休業日を含む。）に応じた経過利子（額面総額に国債証券の利率を乗じて算出した額について日割をもって計算した額をいう。）を加算した額をいう。）に当社が定めるレポレート変動リスクに係る銘柄別リスクファクターを乗じた額に、計算日のレギュラー受渡日の翌日から決済日等までの日数（休業日を含む。）を365で除した数値（決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前の場合

には決済日等から計算日のレギュラー受渡日の前日までの日数（休業日を含む。）を365で除した数値、決算日等が計算日のレギュラー受渡日の場合にはゼロ）を乗じた金額（以下「レポレート変動リスクグロス金額」という。）について、銘柄ごとに、決済日等が計算日のレギュラー受渡日以降である引渡しに係るレポレート変動リスクグロス金額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前である受領に係るレポレート変動リスクグロス金額の合計額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日以降である受領に係るレポレート変動リスクグロス金額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前である引渡しに係るレポレート変動リスクグロス金額の合計額の差引額を算出し、当該差引額をすべての銘柄について合算した額とする。この場合において、当社は、レポレート変動リスクに係る銘柄別リスクファクターについて毎月見直しを行い清算参加者に通知するものとし、その月の5日目の日の計算から適用する。ただし、当社が必要と認める場合は、レポレート変動リスクに係る銘柄別リスクファクターについて臨時に変更することができる。

(b) レポレート変動リスクに係る平均POMAは、計算日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から起算して過去120日間の日々の当該清算参加者のレポレート変動リスクに係るPOMAのうち、金額の大きいものから20日分の額の平均額（円位未満は切り捨てる。）とする。

(c) レポレート変動リスク下限額は、当該清算参加者の銘柄ごと決済日等ごとのレポレート変動リスクグロス金額について、すべての銘柄すべての決済日等について合算した額に100分の10を乗じた額とする。

2 複数のネットィング口座を開設している清算参加者について、別表中、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	各清算参加者の	各清算参加者のネットィング口座ごとの
第1項第1号	FOS決済により授受する金銭の額	ネットィング口座ごとのFOS決済により授受する金銭の額
第1項第2号a(a)	当該清算参加者の	当該清算参加者のネットィング口座ごとに、
第1項第2号a(b)及び(c)	当該清算参加者の	当該清算参加者のネットィング口座ごとの
第1項第2号a(d)	当該清算参加者の	当該清算参加者のネットィング口座ご

		とに、
第1項第2号b(a)	当該清算参加者の	当該清算参加者のネットィング口座ごとに、
第1項第2号b(b)	当該清算参加者の	当該清算参加者のネットィング口座ごとの
第1項第2号b(c)	当該清算参加者の	当該清算参加者のネットィング口座ごとに、